

【再検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	501,502,503
構造改革特区において実施可能な特例措置	<p>外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大（「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等）</p> <p>外国人の在留期間（3年又は1年）の延長（外国人研究者の在留期間の延長等）</p> <p>外国人の在留資格要件（審査基準）の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研究」資格：修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	<p>特区内の研究機関において研究業務に従事するため入国する外国人について「特定活動」の在留資格を付与できることとし、この場合の活動範囲は特区内的における研究活動及び特区内の事業を運営する活動とする。ただし、地方公共団体の職員が代理人として在留資格認定証明書交付申請を行うこと、及び地方公共団体の職員がその外国人の活動に変更が生じた場合等には地方入国管理局へ通報することを条件とする。</p> <p>501の場合、在留期間については当該活動を継続している限りにおいて5年を上限とする特例措置を講ずる。</p> <p>501の場合、「研究」及び「投資・経営」の在留資格に係る基準は適用されない。</p>

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案（平成14年12月17日現在）	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	外国人研究者受入れ促進事業		

【再検討要請への回答】

措置区分	法律		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項及び第3項、第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2		
特例を講ずべき法令等の現行規定	出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）は、外国人が我が国で行うことが認められる活動類型ごとに在留資格を定め、外国人がそれらの在留資格のいずれかをもって入国・在留することとし、在留活動を変更しようとする場合には、法務大臣から在留資格の変更許可を受ける必要がある（入管法第20条）。また、各在留資格（外交、公用及び永住者の在留資格を除く。）には、3年を超えない範囲で在留期間が定められており（入管法第2条の2第3項）、外国人が現に付与されている在留期間を超えて本邦に在留する場合には、法務大臣から在留期間の更新許可（入管法第21条）を受ける必要がある。		

特例措置の内容	<p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定研究活動若しくは特定研究事業活動を行うものとして、又は特定家族滞在活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該特定研究等活動又は当該特定家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。</p> <p>当該構造改革特別区域内に特定の分野に関する研究のための活動の中核となる施設が所在し、かつ、当該施設の周辺に当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相当程度集積するものと見込まれ、又は当該施設の周辺におけるこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該構造改革特別区域内に所在する施設において特定の分野に関する研究を行う業務に従事する活動を行う外国人が併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことにより、当該構造改革特別区域において、当該特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>2 上記1の認定を申請する地方公共団体は、特定研究等活動に係る上記1の機関及びその施設を特定しなければならない。</p>		
---------	--	--	--

	<p>3 外国人が上記1の証明書を提出して上陸の申請をした場合には、入管法第七条第一項に規定する上陸のための条件は、同項第一号、第二号及び第四号に掲げるものとする。この場合において、同項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定研究等活動又は特定家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなす。</p> <p>4 上記3の外国人について特定活動の在留資格を決定する場合における当該在留資格に伴う在留期間は、入管法第二条の二第三項の規定にかかわらず、五年以内の期間（特定研究等活動を行う外国人研究者に係る在留期間を一律五年とし、当該外国人研究者の家族である特定家族滞在活動を行う外国人に係る在留期間は、五年以内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間（扶養者である外国人研究者の在留期間が満了するまでの期間））とする。</p> <p>5 次の各号に掲げる外国人についてその在留資格に係る当該各号に規定する許可をする場合における当該在留資格に伴う在留期間は、上記4と同様とする。</p> <p>教授の在留資格又は研究の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定研究等活動を行うものとして入管法第二十条第一項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第三項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可</p>		
--	---	--	--

【再検討要請への回答】

	<p>入管法別表第一又は入管法別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定家族滞在活動を行うものとして入管法第二十条第一項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第三項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可</p> <p>特定活動の在留資格に係る活動として特定研究等活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって当該指定された特定研究等活動以外の特定研究等活動を行うものとして入管法第二十条第一項の規定により法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を受けようとするもの 同条第三項の規定による法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更の許可</p> <p>特定活動の在留資格に係る活動として特定研究等活動又は特定家族滞在活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって入管法第二十一条第一項の規定により在留期間の更新を受けようとするもの 同条第三項の規定による在留期間更新の許可</p> <p>特定研究等活動を行う者の子として本邦で出生した外国人であって特定家族滞在活動を行うものとして入管法第二十二条の二第二項の規定により在留資格を取得しようとするもの 同条第三項において準用する入管法第二十条第三項の規定による特定活動の在留資格の取得の許可</p>		
実施主体	研究する施設を有する機関	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	産学連携が推進されている地域		

【再検討要請への回答】

<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>地方公共団体が、機関及びその施設について、特定研究等活動を行うことができる施設、設備等が整っているかどうかを判断して特定すること。</p>	<p>当該事項については、事実関係の確認のみであるので、特例措置の内容に記載されたい。また、法文上は、「特定研究等活動に係る同項の機関及びその施設を特定しなければならない」とされており、「地方公共団体が特定研究等活動を行うことができる施設、設備等が整っているかどうかを判断する」ことまでを要件として求めているとは解しがたい。よって、要件としては、単に「特定研究等活動に係る同項の機関及びその施設が特定されていること」とすればよいのではないか。</p>	<p>「特定研究等活動に係る同項の機関及びその施設」とは、特定研究等活動を行うために十分な体制を有するものを指すのは法律上当然であり、それを確認的に記述しているに過ぎない。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>		<p>プログラムの特例措置を講じるに当たっての条件には、「地方公共団体の職員が代理人として在留資格認定証明書交付申請を行うこと、及び地方公共団体の職員がその外国人の活動に変更が生じた場合等には地方入国管理局へ通報する」とあり、地方公共団体から条件としないこととしてよいかとの質問が寄せられているので、これについて回答されたい。</p>	<p>501の特例措置を講じるに当たっての条件欄には「地方公共団体の職員が代理人として在留資格認定証明書交付申請を行うこと」と及び「地方公共団体の職員がその外国人の活動に変更が生じた場合等には地方入国管理局へ通報すること」とあるが、については、地方公共団体の職員がかかる代理申請をできることとする措置を検討するが、条件とはしないこととする。また、については、入管法第62条第2項により、地方自治体には一般的に退去強制自由に該当すると思料する外国人に関し通報する義務があるところ、この義務は特区制度とは別に当然に適切に遵守されるべきであることから、特に特区制度に係る要件とはしない。</p>

【再検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	504
構造改革特区において実施可能な特例措置	構造改革特区に係る外国人からの入国、在留諸申請の優先処理
特例措置を講じるに当たっての条件	

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案（平成14年12月17日現在）	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	構造改革特別区域受入れ外国人に係る入国・在留諸申請優先処理事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項			
特例を講ずべき法令等の現行規定			

【再検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>1 構造改革特別区域内において当該特別区域の特定事業の対象となる外国人若しくは特定事業の対象となる公私の機関との契約に基づいて活動する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請，資格外活動許可申請，在留資格変更許可申請，在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請について，審査を担当する地方入国管理局において，特に迅速な審査が行われるように，他の案件と区別して優先的に処理する。</p> <p>2 本事業は外国人又は外国人が契約する公私の機関を対象とする又は対象とすることが予定されている他の特定事業と併せて実施されるものでなければならない。</p>	<p>・「関連事業」とは、特区法第4条第7項に規定される「これに関連する事業」をいい、特定事業とあいまって特区計画の意義、目標の達成のために必要なものとして地方公共団体が認めて特区計画に盛り込むものであり、政策効果が見込まれるものであるため、対象とすべきである。また、「関連事業」を対象にすることについては、地方公共団体から意見が出されているところである。このような観点から、「関連事業」を対象にすることについて検討されたい。なお、プログラムにおいては「構造改革特区に係る外国人」とされており、関連事業も含まれるものと考えられる。</p>	<p>特区法第4条第7項の規定は、法令解釈の照会に関する手続関係規定にすぎず、関連事業の範囲を特定する根拠規定となり得るものではないと考えられる。したがって、再検討要請事項にかかわらず、「これに関連する事業」の範囲は不明確であり、かかる事業を対象とすることは問題であるといわざるを得ない。</p>
<p>実施主体</p>	<p>地方入国管理局（P）</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>			
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>			
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

【再検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	505
構造改革特区において実施可能な特例措置	永住権取得要件の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	永住権取得の許可要件について、運用上必要としている滞在期間を短縮する措置をとる。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案（平成14年12月17日現在）	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	構造改革特別区域受入れ外国人に係る永住許可要件緩和事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成11年4月30日法務省管第1572号）第5編第2章第24節		
特例を講ずべき法令等の現行規定	永住許可の要件として、引き続き10年以上本邦に在留していることが求められるところ、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者は、当該在留実績について5年以上となっている。		

【再検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>1 構造改革特別区域内において、当該特別区域の特定事業の対象となる外国人又は特定事業の対象となる公私の機関との契約に基づいて活動する外国人であって、これらの事業において我が国への貢献があると認められる者については、永住許可の要件のうち、必要な在留実績を5年以上から3年以上に短縮する。</p> <p>2 本事業は外国人又は外国人が契約する公私の機関を対象とする又は対象とすることが予定されている他の特定事業と併せて実施されるものでなければならない。</p>	<p>・「関連事業」とは、特区法第4条第7項に規定される「これに関連する事業」をいい、特定事業とあいまって特区計画の意義、目標の達成のために必要なものとして地方公共団体が認めて特区計画に盛り込むものであり、政策効果が見込まれるものであるため、対象とすべきである。また、「関連事業」を対象にすることについては地方公共団体から意見が出されているところである。このような観点から、「関連事業」を対象にすることについて検討されたい。なお、プログラムにおいては「構造改革特区に係る外国人」とされており、関連事業も含まれうるものと考えられる。</p>	<p>特区法第4条第7項の規定は、法令解釈の照会に関する手続関係規定にすぎず、関連事業の範囲を特定する根拠規定となり得るものではないと考えられる。したがって、再検討要請事項にかかわらず、「これに関連する事業」の範囲は不明確であり、かかる事業を対象とすることは問題であるといわざるを得ない。</p>
<p>実施主体</p>	<p>地方入国管理局（P）</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>			
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>			
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			